

要保護児童対策地域協議会実務マニュアルの改訂状況について

今年3月に各市町村に意見照会し、回答のあった意見をもとに県児相、奈良市、生駒市、県こども家庭課でプロジェクトチームを設置して検討。

1. 改訂の方向性

- ・子どもの権利を守るという、県と市町村共通の目標を共有できるようにする。
- ・市町村と児相の役割分担を明確化することに加え、互いに持っている機能を重ね合い、それが歩み寄った対応をする「のりしろ連携」について記載。
- ・一時保護時の司法審査や子どもの意見表明、こども家庭センター等、これまでの法改正を反映。
- ・ある程度盛り込む内容は絞りつつ、より理解しやすくなるよう具体的に記載する。細かい内容はコラムやQAを設けて反映。

2. 主な改訂内容（一部抜粋）

【第1章：要保護児童対策地域協議会について】

- ・要保護児童の定義にある「虐待等により」の「等」について、定義を明確化。非行ケースを含めるか否か等の考え方をマニュアルに記載。
- ・児相又は市町村のどちらかが担うものである主担当機関の役割を明記。
- ・児相と市町村の「のりしろ連携」について、意識できるように記述を追記。

【第2章：要対協における調整機関の役割】

- ・入所児童のケースの進行管理を終結しないようにすることを明記。
- ・平成30年12月14日付こども家庭課長通知「要保護児童対策地域協議会の実務者会議（進行管理会議）の支援対象者（施設入所児童等の取り扱いを含む）および進行管理の終結判断の目安について（通知）」を掲載。

【第6章：児相との連携】

- ・一時保護時の司法審査について、手続きの流れに関するイメージ図を記載。

【第7章：アセスメントについて】

- ・国の死亡事例検証報告書等を参考に、留意すべきリスクを掲載。

【その他】

- ・ヤングケアラー、子どもの意見表明など新たな制度課題について記載。

3. 今後のスケジュール

- ・～12月まで プロジェクトチームで改訂内容を検討。
- ・奈良県要保護児童対策地域協議会代表者会議（12月開催予定）にて状況報告を行う。
- ・その後、県内全市町村に改訂案を送付し意見照会のうえ、2月中に完成。